

健肝発0331第1号
平成29年3月31日

一般社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課
肝炎対策推進室長



肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について

肝炎対策の推進については、平成19年1月26日付け全国C型肝炎対策医療懇談会報告書「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」を踏まえ、平成19年4月19日健発第0419001号厚生労働省健康局長通知（以下、「旧通知」という。）において、肝疾患診療の基本的あり方、肝疾患に関する専門医療機関及び肝疾患診療連携拠点病院の機能等を示し、地域の肝疾患診療体制の整備を図ってきたところです。

今般、平成28年6月30日付けで改定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年厚生労働省告示第278号）に基づき、肝疾患に係る地域の医療水準のより一層の向上を図る観点から、旧通知を廃止し、別添のとおり、平成29年3月31日付け都道府県知事あてに新たに標記通知を発出いたしましたので、当該通知に基づく肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備にあたり、特段のご協力とご高配をお願いいたしますとともに、関係者へのご周知のほど、よろしくごお願い申し上げます。

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について (通知)

肝炎対策の推進については、平成 19 年 1 月 26 日付け全国 C 型肝炎対策医療懇談会報告書「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」(以下「診療体制ガイドライン」という。)を踏まえ、「肝疾患診療体制の整備について」(平成 19 年 4 月 19 日健発第 0419001 号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。)において、肝疾患診療の基本的あり方、肝疾患に関する専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)及び肝疾患診療連携拠点病院(以下「拠点病院」という。)の機能等を示し、地域の肝疾患診療体制の整備を図ってきた。

診療体制ガイドラインで示された肝疾患診療ネットワーク整備の方針は、今後も基本的に維持すべきものと考えられるが、一方で、旧通知の発出後、肝炎対策基本法(平成 21 年法律第 97 号)及び肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成 23 年厚生労働省告示第 160 号)が定められ、肝炎対策の充実が図られるとともに、新たな治療法の開発などにより、肝疾患診療を取り巻く環境も変化してきている。

このような状況を受けて、平成 28 年 6 月 30 日付けで改正された肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成 28 年厚生労働省告示第 278 号。以下「基本指針」という。)に基づき、肝疾患に係る地域の医療水準のより一層の向上を図る観点から、肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備についての考え方を下記のとおりお示しますので、各都道府県においては、下記の点を踏まえ、地域の実情に応じた肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の確保と質の向上を図っていただくようお願いする。

なお、旧通知は、本日付けで廃止する。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添える。

1 肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制に関する基本的な考え方

肝炎ウイルス検査で発見された肝炎患者を適切な医療に結びつけることは極めて重要であり、住んでいる地域にかかわらず、良質かつ適切な肝炎医療を受けられるようにするため、各都道府県においては、拠点病院等と連携して、以下の取組を推進する。

(1) 目標や指標の設定

基本指針では、「肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすこと」を肝炎対策全体の目標とし、「肝がんのり患率をできるだけ減少させること」を指標として掲げている。肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備にあたっては、これらの目標や指標の達成を目指すものとする。

また、各都道府県においては、管内市区町村、拠点病院などの医療関係者、肝炎患者その他の関係者と協議の上、地域の実情に応じたより具体的な目標や指標を設定するとともに、定期的実施状況を把握し、評価及び見直しを実施する。

(2) 受検、受診、受療とフォローアップが円滑に繋がる体制づくり

「肝硬変又は肝がんへの移行者を減らす」という目標を達成するためには、肝炎ウイルス検査の受検を促すこと（受検）、検査で陽性となった者が速やかに専門医療機関を受診すること（受診）、適切な診療を継続して受けること（受療）が重要である。また、行政や医療機関が、陽性者や患者の状況を把握して、必要な情報提供、受診や受療の勧奨等を行うこと（フォローアップ）が必要である。

このため、都道府県や市区町村が保健所や委託した医療機関で実施する肝炎ウイルス検査、さらに職域における肝炎ウイルス検査の普及を図り、これらの検査で陽性となった者を早期の受診に繋げる。また、医療機関で治療等や出産の前に行われる肝炎ウイルス検査について、検査を実施した医療機関（の担当医師）は、その結果を本人に伝え、陽性の場合には専門医療機関等に紹介する。

このような取組を推進するため、各都道府県は、管内市区町村、拠点病院などの医療関係者、肝炎患者その他の関係者と協議の上、肝炎対策に関する計画に明記するなどして、適切な体制整備に努めるものとする。

(3) 患者本位の肝疾患診療の実現

肝疾患診療においても、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保し、医療は医療を受ける者の心身の状況に応じて行われ、医療を受ける者の意向を十分に尊重して提供されることが前提である。

肝炎に係る治療の選択肢が拡大する中、医療関係者との信頼関係の下で、患者が治療の効果やリスクなどについて十分な説明を受け、納得して治療を受けられることが重要である。このため、正確な病態の把握や治療方針の決定には肝炎に関する専門的な医療機関の関与が必要であり、かかりつけ医と専門医療機関等のそれぞれの役割に応じた連携を図っていくものとする。

また、肝炎の最新の治療法、医療費助成などの支援策、地域の専門医療機関などに関する情報が、日頃から肝炎患者やその家族に提供されるようにするため、肝臓病教室の開催、患者支援手帳を活用した情報提供等の取組を進める。

(4) 肝疾患診療の向上、均てん化

各都道府県において、良質かつ適切な肝炎医療を受けられるようにするためには、地域の医療機関における肝炎を中心とする肝疾患診療の向上、均てん化を図る必要がある。

このため、各都道府県においては、専門医療機関及び拠点病院を整備し、これらの機関を拠点として、かかりつけ医との連携の強化、地域の医療従事者の研修に取り組むなど、体制整備を進めていくものとする。

併せて、地域の実情を踏まえ、基本指針で言及している以下の内容に取り組むことが望ましい。

ア 都道府県等が設置し、管内市区町村、拠点病院などの医療関係者、肝炎患者その他の関係者で構成される肝炎対策協議会等を定期的で開催し、地域の肝疾患診療に関する課題の協議等を行うこと。

イ 専門医療機関や拠点病院、地域の医師会等が連携して、地域連携クリティカルパスの作成及び運用を行うなど、医療連携を促進すること。

ウ 肝炎医療コーディネーターの養成及び活用を進めるとともに、医療機関、保健所や市区町村、事業所など様々な機関に配置された肝炎医療コーディネーター相互の連携を促すこと。

エ 職域における肝炎患者への治療と仕事の両立などの支援を行うこと。

(5) 肝炎患者等への相談対応と適切な支援

基本指針を踏まえ、都道府県や拠点病院を中心として、肝炎患者等からの相談対応や肝臓病教室など適切な支援に取り組み、肝炎医療が円滑に行われるようにする。

2 専門医療機関について

(1) 専門医療機関は、以下の条件を満たすものとして、2次医療圏に少なくとも1か所以上確保することが望ましいこととする。

ア 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等。以下「肝臓専門医等」という。）による診断（活動期及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。

イ 肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択及び実施し、治療後もフォローアップできること。

ウ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

(2) 専門医療機関を整備する場合には、地域の実情に応じ、各都道府県における整備方針及び選定条件を明確にするとともに、選定時のみならず以後も条件に適合しているかどうかを定期的に確認するものとする。

- (3) 専門医療機関に肝臓専門医等が必ずしも常駐できない場合は、拠点病院又は他の医療機関にいる肝臓専門医等による関与の下で診療が行われること、又は上記(1)アからウまでの専門医療機関の条件に合致するよう研修等の実施により対応を図ることとする。
- (4) 近年の肝炎医療の急速な進展を踏まえ、専門的な観点から、かかりつけ医への支援や連携を行うことが望ましいことより、診療体制ガイドラインの考え方を踏まえ、かかりつけ医、専門医療機関及び拠点病院の適切な診療連携と支援に取り組むものとする。
- (5) また、学会等の肝炎治療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っていることに加え、肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つこと又は施設間連携により対応できる体制を有することが望ましい。

3 拠点病院について

- (1) 拠点病院は、上記2(1)アからウまでに掲げる条件を満たした上で、肝炎を中心とする肝疾患に関する以下の機能を有し、都道府県の中で肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関とする。

併せて、基本指針を踏まえ、都道府県、肝炎情報センター、医師会等と協力した上で、地域の肝炎対策を担うものとして、専門医療機関やかかりつけ医との連携などを行うとともに、肝疾患相談支援センターを設置して、肝炎患者等への支援を行うものとする。

ア 肝炎医療に関する情報の提供

イ 都道府県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供

ウ 医療従事者を対象とした研修や情報提供の実施

エ 肝炎患者やその家族、地域住民等に対する講演会の開催や相談等による支援

オ 専門医療機関等との協議の実施

また、上記アからオまでの機能のほか、肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制が必要である。

なお、拠点病院は、都道府県において、地域の実情に応じ、1か所以上選定するものとするが、複数の拠点病院を選定した都道府県においては、適切な連携等により全体として上記アからオまでの機能が果たされるようにする。

- (2) 上記(1)アからオまでの機能の内容については、「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」(平成23年3月31日制定)を踏まえ、実施が図られるようにする。

4 専門医療機関及び拠点病院の選定について

専門医療機関及び拠点病院については、各都道府県が設置している肝炎対策協議会で協議の上、選定することとする。